

東広島市例規システム構築及び保守管理業務委託業者選定委員会設置要綱

令和8年8月21日制定

（目的及び設置）

第1条 東広島市例規システム構築及び保守管理業務（以下「業務」という。）に係る委託業者の選定を公平かつ適正に行うため、東広島市例規システム構築及び保守管理業務委託業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) プロポーザル方式（契約の相手方を選定する場合において、一定の条件を満たす提案者を指名し、又は公募し、業務に係る提案を受け、当該提案の内容の審査及び評価を行うことにより、業務を履行するのに最も適した相手方を選定する方式をいう。以下同じ。）による提案の依頼に関すること。
- (2) プロポーザル方式によりなされる提案の内容を記載した書類（以下「提案書」という。）の評価基準、評価方法、配点等の内容に関すること。
- (3) 提案書の提出を受ける業者の指名又は業務に係るプロポーザル方式への参加に必要な資格の基準に関すること。
- (4) 提案書の評価及び最優秀提案業者の決定に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、委託業者の選定を実施するために必要な事項に関すること。

（組織）

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 総務部長
- (2) 総務部総務課文書法務担当課長
- (3) 総務部DX推進チーム情報管理担当課長
- (4) 消防局消防総務課長
- (5) 教育委員会学校教育部教育総務課長
- (6) 学識経験を有する外部委員

（委員長）

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員長は総務部長とし、副委員長は総務部総務課文書法務担当課長とする。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

- 4 委員長は、第2条に規定する所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、委員会を組織する者以外の者に対し、会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(検討会)

第5条 委員長は、専門の事項を調査し、又は検討させるため必要があるときは、検討会を置くことができる。

- 2 検討会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(設置期間)

第6条 委員会を置く期間は、委託業者の選定に係る事務の終了の日までとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年8月21日から施行する。
- 2 この要綱は、委託業者の選定に係る事務の終了の日に、その効力を失う。